

各審議会における報告（案）について

○資料1-2-①

化学物質審議会安全対策部会

「チオりん酸 $\text{O}\cdot\text{O}$ -ジエチルー O -（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名クロルピリホス）」、「中鎖塩素化パラフィン（（1）（炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物）、（2）（以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物 $\text{C}_{14}\text{H}_{(30-y)}\text{Cl}_y$ ($y \geq 5$)、 $\text{C}_{15}\text{H}_{(32-y)}\text{Cl}_y$ ($y \geq 5$)、 $\text{C}_{16}\text{H}_{(34-y)}\text{Cl}_y$ ($y \geq 6$)、 $\text{C}_{17}\text{H}_{(36-y)}\text{Cl}_y$ ($y \geq 6$)）又は（1）かつ（2）を満たす物質）」、「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖PFC A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について（案）

○資料1-2-②

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次報告案）

「チオりん酸 $\text{O} \cdot \text{O}$ -ジエチルー $\text{O}-$ (3,5,6-トリクロロー2-ピリジル) (別名クロルピリホス)」、「中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物)、(2) (以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $\text{C}_{14}\text{H}_{(30-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 5$)、 $\text{C}_{15}\text{H}_{(32-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 5$)、 $\text{C}_{16}\text{H}_{(34-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 6$)、 $\text{C}_{17}\text{H}_{(36-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 6$)) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)」、「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)(別名長鎖 P F C A) 又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。)) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第 24 条第 1 項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について (案)

年 月 日
化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

- (1) 「チオりん酸 $\text{O} \cdot \text{O}$ -ジエチルー $\text{O}-$ (3,5,6-トリクロロー2-ピリジル) (別名クロルピリホス)」、「中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物)、(2) (以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $\text{C}_{14}\text{H}_{(30-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 5$)、 $\text{C}_{15}\text{H}_{(32-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 5$)、 $\text{C}_{16}\text{H}_{(34-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 6$)、 $\text{C}_{17}\text{H}_{(36-y)}\text{Cly}$ ($y \geq 6$)) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)」、「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)(別名長鎖 P F C A) 又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。)) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「法」という) 第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品
チオりん酸O・OージエチルーOー（3,5,6ートリクロロー2ーピリジル）（別名クロルピリホス）	・ 木材用の防虫剤
中鎖塩素化パラフィン（（1）（炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物）、（2）（以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)）又は（1）かつ（2）を満たす物質）	・ 樹脂用の可塑剤 ・ 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ・ 潤滑油、切削油及び作動油 ・ 塗料 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ はつ水剤及び繊維保護剤
「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖P F C A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」	・ 業務用写真フィルム ・ 潤滑油 ・ 塗料 ・ はつ水剤及びはつ油剤 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ ワックス ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更すること。

(2)「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖P F C A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」について、法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品は、以下のとおり。

化学物質	法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖P F C A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」	・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※製品についての表現の仕方については必要に応じて変更すること。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第二次報告案)

令和 7 年●月●日

第 255 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会¹において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、パブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条第 1 項）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
チオリン酸 <i>O</i> ・ <i>O</i> －ジエチル－ <i>O</i> －（3, 5, 6－トリクロロ－2－ピリジル）（別名クロルピリホス）	・ 木材用の防虫剤
中鎖塩素化パラフィン（（1）（炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物）、（2）（以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は	・ 樹脂用の可塑剤 ・ 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ・ 潤滑油、切削油及び作動油 ・ 塗料 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ はつ水剤及び繊維保護剤

¹ 令和 7 年度第 3 回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 248 回審査部会、第 255 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)	
「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。）（別名長鎖 P F C A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」	・ 業務用写真フィルム ・ 潤滑油 ・ 塗料 ・ はつ水剤及びはつ油剤 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ ワックス ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

チオリン酸 *O*・*O*ージエチルー*O*ー（3, 5, 6ートリクロロー2ーピリジル）（別名クロルピリホス）については、我が国においては製造・輸入等の実績が認められないこと、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

中鎖塩素化パラフィン（(1)（炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物）、(2)（以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)）又は (1) かつ (2) を満たす物質）並びにペルフルオロアルカン酸（炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。）（別名長鎖 P F C A）又はこれらの塩及びペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロア

ルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）については、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の基準等に従わなければならない製品について（法第28条第2項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の基準への適合義務や表示義務を課することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖PFC A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。